

三田市議会政務活動費の交付に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項から第16項までの規定に基づき、三田市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、<u>議会における会派に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(交付対象)</p> <p>第2条 政務活動費は、三田市議会における会派(所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。)に対して交付する。</p> <p>(交付額及び交付の方法)</p> <p>第3条 <u>会派に対する政務活動費は、各月1日(以下「基準日」という。)における当該会派の所属議員数に月額60,000円を乗じて得た額を半期ごとに交付する。</u></p> <p>2 政務活動費は、各半期の最初の月に、当該半期に属する月数分を交付する。ただし、半期の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。</p> <p>3 一半期の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、当月分)から政務活動費を交付する。</p> <p>4 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は第1項の所属議員に含まないものとし、同日において議会の解散があった場合は、当月分の政務活動費は交付しない。</p> <p>5 政務活動費は、交付月の20日に交付する。ただし、その日が三田市の休日を定める条例(平成3年三田市条例第1号)に規定する休日に当たる場合は、その翌日とする。</p> <p>(所属議員数の異動に伴う調整)</p> <p>第4条 政務活動費の交付を受けた会派が、一半期の途中において所属議員数に異動が生じた場合、異動が生じた日の属する月の翌月(その日が基準日に当</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項から第16項までの規定に基づき、三田市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、<u>政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(交付対象)</p> <p>第2条 政務活動費は、三田市議会における会派(所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。)及び議員(次条第3項の規定により政務活動費を会派に交付することを選択した会派を除いた会派に所属する議員に限る。以下「<u>交付対象議員</u>」という。)(以下「会派等」という。)に対して交付する。</p> <p>(交付額及び交付の方法)</p> <p>第3条 <u>政務活動費は、議員1人当たり月額60,000円(以下「基準額」という。)とする。</u></p> <p>2 政務活動費は、各半期の最初の月に、当該半期に属する月数分を交付する。ただし、半期の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。</p> <p>3 <u>会派に対する政務活動費の額は、各月1日(以下「基準日」という。)における当該会派の所属議員数に基準額及び当該半期に属する月数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>4 <u>交付対象議員に交付する政務活動費は、基準額に当該半期に属する月数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>5 一半期の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、当月分)から政務活動費を交付する。</p> <p>6 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は第3項の所属議員に含まないものとし、同日において議会の解散があった場合は、当月分の政務活動費は交付しない。</p> <p>7 政務活動費は、交付月の20日に交付する。ただし、その日が三田市の休日を定める条例(平成3年三田市条例第1号)に規定する休日に当たる場合は、その翌日とする。</p> <p>(所属議員数の異動等に伴う調整)</p> <p>第4条 政務活動費の交付を受けた会派が、一半期の途中において所属議員数に異動が生じた場合、異動が生じた日の属する月の翌月(その日が基準日に当</p>

たる場合は、当月)の末日までに、既に交付した政務活動費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは、当該下回る額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の議員数に基づいて算定した額を上回るときは、会派は当該上回る額を返還しなければならない。

- 2 政務活動費の交付を受けた会派が、一半期の途中において解散したときは、会派は、解散の日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、当月分)以降の政務活動費を返還しなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第5条 政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動(以下「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。

- 2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

第6条 省略

(収支報告書の提出)

第7条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、別記様式により、領収書又はこれに準ずる書類を添付して政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を作成し、議長に提出しなければならない。

- 2 前項の収支報告書は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月

たる場合は、当月)の末日までに、既に交付した政務活動費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは、当該下回る額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の議員数に基づいて算定した額を上回るときは、会派は当該上回る額を返還しなければならない。

- 2 政務活動費の交付を受けた会派が、一半期の途中において解散したときは、会派は、解散の日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、当月分)以降の政務活動費を返還しなければならない。

3 一半期の途中において、政務活動費の交付を受けた交付対象議員が辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散により議員の身分を失ったときは、当該交付対象議員であった者(当該者が死亡したときにあっては、当該者の相続人その他の一般承継人)は、これらの事由が発生した日の属する月の翌月(その日が基準日に当たるときは、当月。以下この項において同じ。)の末日までに、当該翌月以降分の政務活動費として既に交付された額を返還しなければならない。

4 一半期の途中において、議員が新たに交付対象議員となったときは、当該議員に対し、当該交付対象議員となった日の属する月の翌月(その日が基準日に当たるときは、その日の属する月。以下この項において同じ。)の末日までに、当該翌月以降分の政務活動費を交付するものとする。ただし、再選挙、補欠選挙又は増員選挙によって議員となった者がその任期の開始に伴い交付対象議員となったとき又は議員の任期の開始に伴い新たに交付対象議員となった場合であって当該任期の前の任期が当該開始の日の属する月の基準日に満了したときにあっては、当該交付対象議員となった日の属する月以降分の政務活動費を交付する。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第5条 政務活動費は、会派等が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動(以下「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。

- 2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

第6条 省略

(収支報告書の提出)

第7条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者及び交付対象議員は、別記様式により、領収書又はこれに準ずる書類を添付して政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を作成し、議長に提出しなければならない。

- 2 前項の収支報告書は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月

30 日までに提出しなければならない。

- 3 政務活動費の交付を受けた会派が解散したときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の経理責任者であった者は、解散の日から 15 日以内に収支報告書を提出しなければならない。

(政務活動費の返還)

第 8 条 市長は、政務活動費の交付を受けた会派がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において第 5 条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命じなければならない。

以下省略

30 日までに提出しなければならない。

- 3 政務活動費の交付を受けた会派が解散したときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の経理責任者であった者は、解散の日から 15 日以内に収支報告書を提出しなければならない。

(政務活動費の返還)

第 8 条 市長は、政務活動費の交付を受けた会派等がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派等がその年度において第 5 条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命じなければならない。

以下省略